

平成15年度環境省関係税制改正について

1 地球温暖化対策及び大気環境保全の推進

(1)地球温暖化対策等の推進

我が国の実情に合った環境税の具体的な制度の在り方を引き続き検討。

【与党3党「平成15年度税制改正大綱」より抜粋】

我が国が本年6月に締結した京都議定書の目標達成に向けて、地球温暖化対策をはじめ環境問題に対する国・地方を通じた総合的な取組みを一層進めるため、いわゆる「環境税」の導入を含め、税制面においては、原因者負担を基本としつつ、規制等による環境対策の具体的な枠組みの中での役割を踏まえながら、環境問題全般に配慮した実効性のある施策について、幅広い観点から、さらなる検討を進める。

(参考) 政府税制調査会「平成15年度における税制改革についての答申」より抜粋

(平成14年11月19日)

京都議定書の目標達成に向けて、この3月に見直しが行われた地球温暖化対策推進大綱においては、「税・課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討する」とこととされている。いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則(PPP)に立つて幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

地球温暖化防止及びヒートアイランド現象緩和のため、認定緑化施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)を延長。

- ・固定資産税の課税標準：最初の5年間 1 / 2

森林施業計画に係る山林所得の特別控除及び植林費の損金算入の特例措置を延長

- ・所得税：課税所得から収入金額の20%相当額を控除
- ・法人税：植林費の35 / 100を損金算入

フロン破壊設備に係る特別償却措置の適用期限を延長。

- ・特別償却率の割合：初年度16%

(2)自動車の低公害化、低燃費化の促進

自動車税のグリーン化を延長及び拡充(対象に燃料電池自動車及びLPG車を追加)。

軽課：平成15年度に以下の自動車を購入した場合、購入年度の翌年度について、自動車税を以下のとおり軽減。

・電気自動車(燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車、メタノール自動車	: 概ね50%軽減
・低燃費かつ低排出ガス認定車() 新たにLPG車を追加	: 概ね50%軽減

は、排出ガスが最新規制値の1/4以下の自動車
低燃費車：改正省エネ法に基づく2010年(ディーゼル車は2005年)新燃費基準達成車。

重課：以下の自動車(低公害車及び一般乗合用バスは除く)

・車齢11年超のディーゼル車	: 概ね10%重課
・車齢13年超のガソリン車	: 概ね10%重課

一定の排出ガス性能(認定)を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置(課税標準を取得価額から30万円控除)を延長及び拡充(対象にLPG車を追加)。

低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置を延長及び拡充(対象に燃料電池自動車及び超低PM排出ディーゼル認定車を追加)。

- ・電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッドバス・トラック : 2.7%軽減
- ・ハイブリッド乗用車 : 2.2%軽減
- ・超低PM排出ディーゼル認定車 : 1.5%軽減

自動車NOx・PM法における対策地域内での窒素酸化物排出基準等適合車への買替えに係る自動車取得税の税率の軽減措置を拡充(対象に15、16年規制適合車を追加)。

- ・対策地域内 2.3%軽減 H14.3.2~H15.3.31
- 1.9%軽減 H15.4.1~H17.3.31
- 1.5%軽減 H17.4.1~H19.3.31
- 1.2%軽減 H19.4.1~H21.3.31

最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の税率の軽減措置を拡充（対象に16年規制適合車を追加）

- ・規制開始前（H15.4.1～H16.9.30）：税率を1.0%軽減

低公害車の燃料供給設備に係る特例措置（固定資産税及び特別土地保有税）を延長及び拡充（水素ステーションを追加）

- ・固定資産税（償却資産）の課税標準：最初の3年間 2 / 3
- ・特別土地保有税：非課税

2 循環型社会形成のための取組推進

(1)自動車リサイクルの推進

再商品化設備に係る特別償却制度及び事業所税の課税標準の特例措置を拡充（自動車破碎残さ再資源化施設を追加）

- ・特別償却率の割合：初年度23%
- ・事業所税 資産割：課税標準 3 / 4 控除
従業員割：課税標準 1 / 2 控除

(2)その他廃棄物対策の推進

PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る税制上の特例措置を新設（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）

- ・不動産取得税（家屋）：課税標準 1 / 2 控除
- ・固定資産税（家屋及び償却資産）：課税標準 1 / 2
- ・都市計画税（家屋）：課税標準 1 / 2

産業廃棄物処理用設備（高温焼却、ばい煙処理、鋳物廃砂処理及びPCB廃棄物処理装置）に係る特別償却制度の適用期限を延長。

- ・特別償却率の割合：初年度16%

廃棄物処理センターが業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置を延長。

産業廃棄物の処理施設に係る埋立終了後の維持管理費用の積み立て（特定災害防止準備金）について、積立金を損金又は必要経費に算入する制度の適用期限を延長。

登録廃棄物再生事業者の保管施設に係る課税標準の特例措置等（特別土地保有税及び事業所税）を延長。

- ・特別土地保有税 : 非課税
- ・事業所税 資産割 : 課税標準 3 / 4 控除

地方自治体による産業廃棄物に係る独自の税制上の取組の動向を踏まえ、国としての対応の在り方について検討。

3 環境研究・環境技術開発の推進

環境研究・環境技術開発の推進

試験研究費総額の一定割合の税額控除制度を新設。

- ・対象 : 全法人
- ・税額控除率 : 8%（今後3年間の時限措置として一律2%上乗せして10%）
試験研究費の売上高に占める割合が高い法人（中小企業を除く）
に対して、さらに0%～2%上乗せ
ただし、中小企業については、12%（今後3年間の時限措置として一律3%上乗せして15%）
- ・税額控除の限度額：法人税額の20%相当額

民間企業が公的研究機関等と連携して行う共同・委託研究について、産学官連携促進特別試験研究税額控除制度を新設。

- ・税額控除率 : 12%（今後3年間の時限措置として一律3%上乗せして15%）
- ・税額控除の限度額：法人税額の20%相当額

試験研究用に供する償却資産を取得した場合の特別償却制度を新設。

- ・特別償却率の割合：初年度50%
- ・適用期限：3年間

4 その他

(1)民間団体による環境保全活動の促進

「認定NPO法人」に対する寄附に係る税制の特例措置に関し、現行の認定要件を緩和。

【認定要件の緩和項目】

- ・パブリックサポートテスト要件

〔受入寄附金総額等 / 総収入金額等 $\frac{1}{5}$ 〕(今後3年間の時限措置)

寄附金基準限度割合を受入寄附金総額の5%に引き上げ

寄附金最低金額を1,000円未満に引き下げ

国、地方公共団体、我が国が加盟している国際機関からの委託事業費及び我が国が加盟している国際機関からの補助金を分母から除外

- ・広域性要件の廃止

【認定NPO法人に対する措置】

- ・みなし寄附金制度の創設
- ・寄附金の損金算入枠の拡大：損金算入限度額を所得金額の20%とする

公益法人制度の見直しに対応して、税制上の措置について見直しを検討。

【与党3党「平成15年度税制改正大綱」より抜粋】

公益法人制度については、現在、政府において、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱(仮称)」を策定することを目指してその抜本的な見直しが検討されているところであり、新たな制度の骨格が明らかになった段階で、それに対応した税制上の措置について見直しを検討する。

(2)公害防止対策の推進

以下の公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限を延長。

- ・ばい煙処理用設備
 - ・窒素酸化物抑制設備
 - ・汚水処理用設備
 - ・特別償却率の割合：初年度16%
- (ばい煙処理用設備の高煙突、汚水処理用設備の槽については、初年度12%)

(3)その他

大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される中核的施設に係る特別償却制度の延長

- ・特別償却率の割合：初年度10%

大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される中核的施設に係る非課税措置(特別土地保有税)の拡充(適用対象となる中核的施設の第3セクター要件を撤廃)。

(参考)

【与党3党「平成15年度税制改正大綱」より抜粋】

石油石炭税(仮称)

- (1) 税率を液化石油ガス(LPG)及び液化天然ガス(LNG)については1トン当たり1,080円(現行 LPG670円、LNG720円)に引き上げるとともに、石炭を課税対象に追加し、その税率を1トン当たり700円とする。
また、石油税の名称を石油石炭税(仮称)に改める等所要の措置を講ずる。
上記の改正は平成15年10月1日から実施することとし、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

		改 正 案				[1トン当たり]
	現行	平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日		
LPG	670円	800円	940円	1,080円		
LNG	720円	840円	960円	1,080円		
石炭	-	230円	460円	700円		

- (2) 鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭については、平成17年3月31日までの間の措置として、石油石炭税(仮称)を課さないこととする。
- (3) 沖縄県で発電の用に供される石炭については、平成19年3月31日までの間の措置として、石油石炭税(仮称)を課さないこととする。